○東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月7日条例第28号

改正

平成29年3月1日条例第8号令和2年3月3日条例第1号令和3年8月6日条例第17号令和3年9月3日条例第19号令和5年6月26日条例第18号

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため に必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に 応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の

執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。 ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施 者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただ し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者か ら当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程 の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、 同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定 個人情報を提供することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の 規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、 当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則(平成29年3月1日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月3日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月6日条例第17号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和3年9月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月26日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	執行機関	事務
1	市長	東かがわ市児童障害者福祉年金条例(平成15年東かがわ市条例第83号)によ
		る児童障害者福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	東かがわ市長寿祝金条例(平成15年東かがわ市条例第88号)第3条の長寿祝
		金の支給に関する事務
3	市長	東かがわ市福祉医療費支給に関する条例(平成29年東かがわ市条例第8号)
		による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
$ _4$	市長	香川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年香川県条例第2号)による香
		川県心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務であって規則で定めるも
		σ
5	市長	東かがわ市虚弱高齢者等共同生活福祉ホームの利用の申請の受理、その申請
		に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
6	市長	家族介護慰労金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又
		はその申請に対する応答に関する事務
7	市長	東かがわ市緊急通報体制整備事業におけるサービスの給付の申請の受理、そ
		の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
8	市長	高齢者住宅改造促進事業における補助金の交付の申請の受理、その申請に係
		る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
9	市長	高齢者日常生活用具給付事業における日常生活用具の給付の申請の受理、そ
		の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
10	市長	寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の実施に関する事務であって規則で定

		めるもの
11	市長	重度身体障害者住宅改造事業における補助金の交付の申請の受理、その申請
		に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
12	市長	 障害児に係る就学費の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実につ
		いての審査又はその申請に対する応答に関する事務
13	市長	 法定外予防接種に係る事故の災害補償に関する事務であって規則で定める
		もの
14	市長	 訪問介護利用者の負担額の減額措置に関する事務であって規則で定めるも
		σ
15	市長	 社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定め
		るもの
16	市長	 福祉バス運行事業における資格者証等の交付の申請の受理、その申請に係る
		事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
17	市長	 健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
18	市長	 妊婦・乳幼児健康診査及び妊産婦保健指導の実施に関する事務であって規則
		で定めるもの
19	市長	東かがわ市介護予防水中トレーニング事業の実施に関する事務であって規
		則で定めるもの
20	市長	 個別法定外予防接種事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21	市長	東かがわ市5歳児健康診査等事業の実施に関する事務
22	市長	 難聴児に係る補聴器購入費用の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る
		事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
23	市長	インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
24	市長	東かがわ市敬老事業助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実につい
		ての審査又はその申請に対する応答に関する事務
25	市長	定期成人用肺炎球菌予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるも
		σ
26	市長	生活困窮者自立相談支援事業の実施に関する事務
27	市長	 生活困窮者住居確保給付事業における住居確保給付金の支給の申請の受理、

		その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事 務
28	市長	長期療養者のための定期予防接種の実施に関する事務であって規則で定め るもの
29	市長	東かがわ市臨時福祉給付金支給事業における臨時福祉給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
30	市長	東かがわ市生活管理指導短期宿泊事業の実施に関する事務であって規則で 定めるもの
31	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則 で定めるもの
32	教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
33	教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

別才	長第2 (第4条関	封 徐)	
	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法(昭和22年法律第164	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)
		号) による保育所における保育の	による保護の実施又は就労自立給付金
		実施若しくは措置又は費用の徴	の支給に関する情報(以下「生活保護関
		収に関する事務であって規則で	係情報」という。)であって規則で定め
		定めるもの	るもの
			(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)
			その他の地方税に関する法律に基づく
			条例の規定により算定した税額又はそ
			の算定の基礎となる事項に関する情報
			(以下「地方税関係情報」という。)で
			あって規則で定めるもの
			(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)
			による障害基礎年金の支給に関する情
			報であって規則で定めるもの

(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第 238号) による児童扶養手当の支給に関 する情報(以下「児童扶養手当関係情報」 という。)であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当等の支給に関す る法律(昭和39年法律第134号)による 特別児童扶養手当の支給に関する情報 であって規則で定めるもの (6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号) 第7条第4号に規定する事項(以下 「住民票関係情報」という。)であって 規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)による支援 給付又は配偶者支援金の支給に関する 情報(以下「中国残留邦人等支援給付等 関係情報」という。) であって規則で定 めるもの (8) 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号) による自立支援給付の支 給に関する情報であって規則で定める もの 2 市長 生活保護法による保護の決定及 (1) 医療保険各法(健康保険法(大正11 び実施、保護に要する費用の返還 年法律第70号)、船員保険法(昭和14年 又は徴収金の徴収に関する事務 法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭

和28年法律第245号)、国家公務員共済

であって規則で定めるもの

組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 和25年法律第123号)による精神障害者 保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭 和35年法律第37号)にいう知的障害者に 関する情報(以下「障害者関係情報」と いう。)であって規則で定めるもの
- (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
- (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号) による生計困難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業の実施に関 する情報であって規則で定めるもの
- (5) 国民年金法、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)、国家公 務員共済組合法(昭和33年法律第128号) 又は地方公務員等共済組合法(昭和37年 法律第152号)による年金である給付の

支給又は保険料の徴収に関する情報で あって規則で定めるもの (6) 児童扶養手当関係情報であって規 則で定めるもの (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭 和39年法律第129号) による給付金の支 給に関する情報であって規則で定める **もの** (8) 住民票関係情報であって規則で定 めるもの (9) 児童手当法(昭和46年法律第73号) による児童手当又は特例給付(同法附則 第2条第1項に規定する給付をいう。) の支給に関する情報であって規則で定 めるもの (10) 雇用保険法(昭和49年法律第116号) による給付の支給に関する情報であっ て規則で定めるもの (11) 介護保険法(平成9年法律第123号) による険給付の支給、地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関する情報(以下 「介護保険給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの 未帰還者留守家族等援護法 (昭和|戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和27年法 3 市長 28年法律第161号)による留守家 律第127号)による援護に関する情報(以 族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」 の引取に要する経費又は障害一 という。) であって規則で定めるもの 時金の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの

4 市長 戦没者等の妻に対する特別給付 戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報金支給法(昭和38年法律第61号)って規則で定めるものによる特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの を 人福祉法(昭和38年法律第133 (1) 生活保護関係情報であって規	
による特別給付金の支給に関す る事務であって規則で定めるも の	見則で
る事務であって規則で定めるもの	
Ø	見則で
	見則で
5 市長 老人福祉法(昭和38年法律第133 (1) 生活保護関係情報であって規	見則で
号) による福祉の措置又は費用の 定めるもの	
徴収に関する事務であって規則 (2) 地方税関係情報であって規則	川で定
で定めるものめるもの	
(3) 住民票関係情報であって規則	川で定
めるもの	
(4) 介護保険給付等関係情報であ	かって
規則で定めるもの	
6 市長 戦傷病者特別援護法(昭和38年法)戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報	最であ
律第168号)による援護に関するって規則で定めるもの	
事務であって規則で定めるもの	
7 市長 戦没者等の遺族に対する特別弔 戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報	最であ
慰金支給法(昭和40年法律第100って規則で定めるもの	
号)による特別弔慰金の支給に関	
する事務であって規則で定める	
も の	
8 市長 戦没者の父母等に対する特別給 戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報	最であ
付金支給法(昭和42年法律第57 って規則で定めるもの	
号)による特別給付金の支給に関	
する事務であって規則で定める	
もの	
9 市長 介護保険法による保険給付の支 (1) 医療保険給付関係情報であっ	 って規
給に関する事務であって規則で 則で定めるもの	
定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規	見則で

			定め	るもの
			(3)	地方税関係情報であって規則で定
			める	もの
			(4)	住民票関係情報であって規則で定
			める	もの
10	市長	独立行政法人農業者年金基金法	(1)	地方税関係情報であって規則で定
		 (平成14年法律第127号)による	める	もの
		 農業者年金事業の給付の支給若	(2)	住民票関係情報であって規則で定
		しくは保険料その他徴収金の徴	める	もの
		 収又は同法附則第6条第1項第		
		 1号の規定により独立行政法人		
		 農業者年金基金が行うものとさ		
		 れた農業者年金基金法の一部を		
		 改正する法律 (平成13年法律第39		
		 号。以下「平成13年法律第39号」		
		 という。) による改正前の農業者		
		年金基金法(昭和45年法律第78		
		 号) 若しくは農業者年金基金法の		
		 一部を改正する法律 (平成2年法		
		 律第21号。以下「平成2年法律第		
		 21号」という。) による改正前の		
		 農業者年金基金法による給付の		
		 支給に関する事務であって規則		
		で定めるもの		
11	市長	障害者の日常生活及び社会生活	医療保	険給付関係情報であって規則で定
		 を総合的に支援するための法律	めるも	\mathcal{O}
		 による自立支援給付の支給に関		
		 する事務であって規則で定める		
		もの		
<u> </u>		1	l .	

12	市長	東かがわ市児童障害者福祉年金	住民票関係情報であって規則で定めるも
		条例による児童障害者福祉年金	σ
		の支給に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
13	市長	東かがわ市長寿祝金条例第3条	住民票関係情報であって規則で定めるも
		の長寿祝金の支給に関する事務	σ
14	市長	東かがわ市福祉医療費支給に関	(1) 地方税関係情報であって規則で定
		する条例による医療費の支給に	めるもの
		関する事務であって規則で定め	(2) 住民票関係情報であって規則で定
		るもの	めるもの
15	市長	香川県心身障害者扶養共済制度	住民票関係情報であって規則で定めるも
		条例による香川県心身障害者扶	σ
		養共済制度の実施に関する事務	
		であって規則で定めるもの	
16	市長	東かがわ市虚弱高齢者等共同生	(1) 生活保護関係情報であって規則で
		活福祉ホームの利用の申請に係	定めるもの
		る事実についての審査に関する	(2) 地方税関係情報であって規則で定
		事務	めるもの
			(3) 住民票関係情報であって規則で定
			めるもの
			(4) 介護保険給付等関係情報であって
			規則で定めるもの
17	市長	家族介護慰労金の交付の申請に	(1) 当該申請を行う者に係る住民票に
		係る事実についての審査に関す	記載された住民票関係情報
		る事務	(2) 当該申請を行う者又は当該者と同
			一の世帯に属する者に係る市民税(東か
			がわ市税条例(平成15年東かがわ市条例
			第53号)第3条第1項第1号に掲げる市
			民税(個人に係るものに限る。)をいう。

			以下同じ。)に関する情報
18	市長	東かがわ市緊急通報体制整備事	(1) 地方税関係情報であって規則で定
		業におけるサービスの給付の申	めるもの
		請に係る事実についての審査に	(2) 住民票関係情報であって規則で定
		関する事務	めるもの
19	市長	高齢者住宅改造促進事業におけ	000000 (1) 地方税関係情報であって規則で定
	11117	る補助金の交付の申請に係る事	めるもの
		実についての審査に関する事務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		大にフバーの番組に関する事務	(2) 住民宗宮际情報 (2) (税別で定) めるもの
			(3) 介護保険給付等関係情報であって
		さいせりやルグロ日が八古坐っ	規則で定めるもの
20	市長		(1) 地方税関係情報であって規則で定
		おける日常生活用具の給付の申	めるもの
		請に係る事実についての審査に	(2) 住民票関係情報であって規則で定
		関する事務	めるもの
21	市長	寝たきり高齢者等紙おむつ給付	(1) 障害者関係情報であって規則で定
		事業の実施に関する事務であっ	めるもの
		て規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定
			めるもの
			(3) 介護保険給付等関係情報であって
			規則で定めるもの
22	市長	重度身体障害者住宅改造事業に	当該申請に係る対象者又は当該対象者と
		おける補助金の交付の申請に係	同一の世帯に属する者に係る市民税に関
		る事実についての審査に関する	する情報
		事務	
23	市長	障害児に係る就学費の助成金の	当該申請を行う者に係る住民票に記載さ
		交付の申請に係る事実について	れた住民票関係情報
		の審査に関する事務	
24	市長	法定外予防接種に係る事故の災	住民票関係情報であって規則で定めるも

害補償に関する事務であって規 の則で定めるもの25 市長 訪問介護利用者の負担額の減額 (1) 障害者関係情報であって規	
25 市長 訪問介護利用者の負担額の減額 (1) 障害者関係情報であって規	
	則で定
措置に関する事務であって規則 めるもの	
で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規	則で定
めるもの	
(3) 住民票関係情報であって規	則で定
めるもの	
26 市長 社会福祉法人等による利用者負 (1) 生活保護関係情報であって	規則で
担の軽減に関する事務であって 定めるもの	
規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規	則で定
めるもの	
(3) 住民票関係情報であって規	則で定
めるもの	
27 市長 福祉バス運行事業における資格 (1) 障害者関係情報であって規	則で定
者証等の交付の申請に係る事実 めるもの	
についての審査に関する事務 (2) 住民票関係情報であって規	則で定
めるもの	
28 市長 健康診査の実施に関する事務で (1) 生活保護関係情報であって	規則で
あって規則で定めるもの 定めるもの	
(2) 住民票関係情報であって規	則で定
めるもの	
29 市長 妊婦・乳幼児健康診査及び妊産婦住民票関係情報であって規則で定	めるも
保健指導の実施に関する事務での	
あって規則で定めるもの	
30 市長 東かがわ市介護予防水中トレー 介護保険給付等関係情報であって	 規則で
ニング事業の実施に関する事務 定めるもの	
であって規則で定めるもの	
31 市長 個別法定外予防接種事業の実施 住民票関係情報であって規則で定	めるも

住民票に記載された住民票
る交付対象児と同一の世帯
係る市民税に関する情報
護関係情報であって規則で
関係情報であって規則で定
関係情報であって規則で定
報であって規則で定めるも
護関係情報であって規則で
関係情報であって規則で定
関係情報であって規則で定
窮者に係る住民票に記載さ
関係情報
窮者に係る市民税に関する
請に係る生活困窮者に係る
載された住民票関係情報
請に係る生活困窮者に係る

		に関する事務	市民税に関する情報
39	市長	長期療養者のための定期予防接	住民票関係情報であって規則で定めるも
		 種の実施に関する事務であって	O
		規則で定めるもの	
40	市長	東かがわ市臨時福祉給付金支給	(1) 当該申請を行う者に係る生活保護
		事業における臨時福祉給付金の	法第19条第3項の保護の実施、同法第24
		支給の申請に係る事実について	条第1項の保護の開始若しくは同条第
		の審査に関する事務	9項の保護の変更、同法第25条第1項の
			職権による保護の開始若しくは同条第
			2項の職権による保護の変更又は同法
			第26条の保護の停止若しくは廃止に関
			する情報
			(2) 当該申請を行う者に係る住民票に
			記載された住民票関係情報
			(3) 当該申請を行う者に係る市民税に
			関する情報
41	市長	東かがわ市生活管理指導短期宿	(1) 障害者関係情報であって規則で定
		泊事業の実施に関する事務であ	めるもの
		って規則で定めるもの	(2) 生活保護関係情報であって規則で
			定めるもの
			(3) 地方税関係情報であって規則で定
			めるもの
			(4) 住民票関係情報であって規則で定
			めるもの
			(5) 介護保険給付等関係情報であって
			規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

	機関	事務	機関	特定個人情報
1	市長	生活保護法による保護の	教育委員会	学校保健安全法 (昭和33年法律第56

		T		T
		決定及び実施又は徴収金		号) による医療に要する費用につい
		の徴収に関する事務であ		ての援助に関する情報であって規
		って規則で定めるもの		則で定めるもの
2 孝	教育委員会	学校保健安全法による就	市長	(1) 生活保護関係情報であって
		学時の健康診断の実施又		規則で定めるもの
		は医療に要する費用につ		(2) 住民票関係情報であって規
		いての援助に関する事務		則で定めるもの
		であって規則で定めるも		
		Ø		
3 孝	教育委員会	子ども・子育て支援法 (平	市長	(1) 児童福祉法による障害児入
		成24年法律第65号) による		所支援又は措置(同法第27条第1
		子どものための教育・保育		項第3号の措置をいう。)に関す
		給付の支給又は地域子ど		る情報であって規則で定めるも
		も・子育て支援事業の実施		のをいう
		に関する事務であって規		(2) 障害者関係情報であって規
		則で定めるもの		則で定めるもの
				(3) 生活保護関係情報であって
				規則で定めるもの
				(4) 地方税関係情報であって規
				則で定めるもの
				(5) 児童扶養手当関係情報であ
				って規則で定めるもの
				(6) 住民票関係情報であって規
				則で定めるもの
4 \$	教育委員会	就学援助費の支給に関す	市長	(1) 生活保護関係情報であって
		る事務であって規則で定		規則で定めるもの
		めるもの		(2) 地方税関係情報であって規
				則で定めるもの
5 孝	教育委員会	特別支援教育就学奨励費	市長	地方税関係情報であって規則で定

		の支給に関する事務であ		めるもの
		って規則で定めるもの		
6	農業委員会	独立行政法人農業者年金	市長	(1) 地方税関係情報であって規
		基金法による農業者年金		則で定めるもの
		事業の給付の支給若しく		(2) 住民票関係情報であって規
		は保険料その他徴収金の		則で定めるもの
		徴収又は同法附則第6条		
		第1項第1号の規定によ		
		り独立行政法人農業者年		
		金基金が行うものとされ		
		た平成13年法律第39号に		
		よる改正前の農業者年金		
		基金法若しくは平成2年		
		法律第21号による改正前		
		の農業者年金基金法によ		
		る給付の支給に関する事		
		務であって規則で定める		
		もの		